

太田市タクシー事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の移動手段を維持し、及び確保するために連日運行を継続しているタクシー事業者に対して、予算の範囲内において太田市タクシー事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 太田市内に営業所を有し、太田市内を営業区域としているタクシー事業者（ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するハイヤーをいう。）のみで営業する者を除く。）であること。
- (2) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、令和4年8月1日時点において法人のタクシー事業者が保有するタクシー車両数（休車している車両数を除く。）に3万円を乗じて得た額とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市タクシー事業者支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて、令和4年8月31日まで（当日消印有効）に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約兼同意書（様式第2号）
- (2) 令和4年8月1日時点における保有車両（休車している車両を除く。）に係る自動車検査証の写し
- (3) 役員等氏名一覧表（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、支援金の交付決定及び額の確定を行い、太田市タクシー事業者支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）をもって、当該申請者にその旨通知するものと

する。

2 市長は、申請者が交付対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に支援金の交付決定をした場合も同様とする。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、太田市タクシー事業者支援金交付請求書(様式第5号)により、支援金の交付の請求を行わなければならない。

(支援金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部の取消しを行うことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 暴力団(太田市暴力団排除条例(平成24年太田市条例第4号。以下「暴力団条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)であるとき。

(3) 代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がある者であるとき。

(4) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(5) 支援金の交付決定に付された条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 交付決定者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消されたときは、交付を受けた支援金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(状況の報告)

第10条 市長は、支援金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

(支援金に係る経理)

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付決定を受けた者については、第8条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。